



児童

保護者の皆さまへ

児童扶養手当・特別児童扶養手当の制度について

児童扶養手当

児童扶養手当は、次の①から⑧のいずれかの条件にあてはまる、父と生計を共にしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）を養育している母親や母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

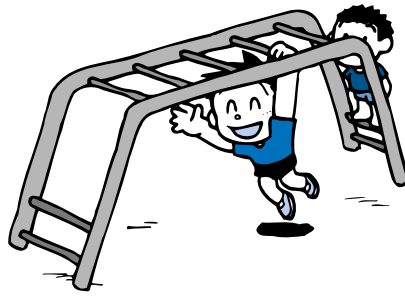
なお、児童が心身に一定の基準以上の障害をもっているときは、満20歳未満まで手当が受けられます。

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父が死亡した児童
- ③ 父が重度の障害の状態にある児童
- ④ 父の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧ 父、母ともに不明である児童（孤児など）

▼支給額（児童一人の場合の月額）

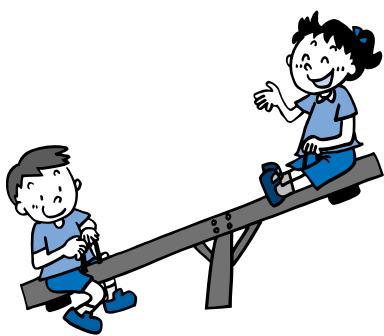
額）

全部支給・・・41,720円
一部支給・・・41,710円
（9,850円（所得に応じて）



▼手当が支給されない場合【児童関係】

- ① 日本国内に住所を有しないと
- ② 父または母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき
- ③ 父に支給される公的年金給付額の加算の対象となっていないとき
- ④ 児童福祉法に規定する里親に委託されているとき



⑤ 児童福祉施設などに入所しているとき

⑥ 父と生計を同じくしているとき（ただし父が重度の障害の状態にあるときは除く）

⑦ 母の配偶者（事実上の婚姻関係も含む）に養育されているとき（ただし配偶者が重度の障害の状態にあるときは除く）

⑧ 児童の父もしくは母の死亡について、労働基準法などの規定により遺族補償を受けることができる理由が発生した日から6年を経過していないとき

【母または養育者関係】

- ① 日本国内に住所を有しないと
- ② 老齢福祉年金を除く公的年金給付を受けることができるとき
- ③ 所得が限度額を超えるとき

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神や身体に障害のある満20歳未満の児童を養育している父もしくは母（主に所得の多い人）または父母に代わって児童を養育している人に支給されます。

▼支給額（月額）

障害1級・・・50,750円
障害2級・・・33,800円

▼手当が支給されない場合【児童関係】

- ① 日本国内に住所を有しないと
- ② 障害を支給事由とする年金を受けることができるとき
- ③ 児童福祉法により児童福祉施設など（通所施設を除く）に入所しているとき

【父または母もしくは養育者関係】

- ① 日本国内に住所を有しないと
 - ② 所得が限度額を超えるとき
- ▼申請・問合せ先
役場健康福祉課福祉室
☎ 54・3111（内線153）

表彰 平成22年春 優良自動車運転者表彰

平成22年春(4月)の優良自動車運転者表彰の受付を行います。また、今回から旭日金冠章(40年表彰)が新設されました。

▼表彰基準

【銅章】 5年以上無事故・無違反の人

【銀章】 10年以上無事故・無違反で銅章を受章している人

【金章】 15年以上無事故・無違反で銀章を受章している人

【金冠銀章】 20年以上無事故・無違反で金章を受章している人

【金冠金章】 30年以上無事故・無違反で金冠銀章を受章している人

【旭日金冠章】 40年以上無事故・無違反で金冠金章を受章している人

▼対象者 渋川交通安全協会の会員で表彰基準を満たしている人

▼申込期間

【役場受付】

12月25日(金)まで

【渋川交通安全協会受付】

平成22年1月15日(金)まで

▼必要書類 印鑑、運転免許証、交通安全協会会員証、無事故無違反証明書発行手数料700円

※交通安全協会へ申込み場合は、無事故無違反証明を各自で取得してください。

▼問合せ先 役場町民生活課生活環境室

☎ 54・3111(内線144)

環境 リサイクルと環境美化の推進 古タイヤ・バッテリーの回収

環境美化推進協議会では、リサイクルと環境美化の推進を図るため、古タイヤ・使用済みバッテリーの回収を行います。

▼期日 12月12日(土)

▼時間 午前9時～11時

▼場所 役場北駐車場

▼処理費用

軽・普通自動車10～18インチ
1本 200円

2～4トン・4WD車	1本 400円
農機タイヤ	1本 500円
ホイール	1本 200円
バッテリー	1個 100円

※つり銭のないようにご用意をお願いします。

▼問合せ先

役場町民生活課生活環境室

☎ 54・3111(内線144)

温泉 家族風呂などの利用料金のお知らせ

リバートピア吉岡は、10月15日から休館して12月20日のリニューアルオープンに向け、改築工事が予定通り進んでいます。工事期間中大変ご迷惑をおかけしていますが、ご協力をよろしくお願いします。

利用料金をお知らせします。家族風呂は手摺などを設置しています。なお、利用については予約が必要です。

▼問合せ先

(株)吉岡町振興公社

☎ 54・4126

役場財務課財政室

☎ 54・3111(内線131)

また、改築工事により新設される個室(洋室)、個室(和室)、および家族風呂(大・小)の

■個室利用料金

	利用料	摘要
個室(洋室)	1,000円	入室時刻から1時間以内の利用
個室(和室)	1,500円	入室時刻から1時間以内の利用

※別途入館料が必要です。

■家族風呂利用料金

	利用料	摘要
家族風呂(小)	1,000円	入室時刻から1時間30分以内の利用
家族風呂(大)	2,000円	入室時刻から1時間30分以内の利用

※別途入館料が必要です。

今月の納税

固定資産税・・・4期
国民健康保険税・・・6期
納期限 12月25日(金)

介護保険料・・・9期
後期高齢保険料・・・6期
納期限 1月4日(月)

便利で確実な口座振替も利用できます

Yoshioka Town

町政News



確定申告書などの作成については、 国税庁のホームページが便利です

▼確定申告書などがホームページで作成できます

所得税など個人の申告を、画面に従って金額などを入力すれば、申告書などが作成できます。

▼確定申告書等作成コーナーでは、画面案内に従って金額などを入力することにより、確定申告書などの作成が可能

なお、作成した確定申告書などは印刷して税務署へ郵送などで提出することができます。

また、作成したデータをe-Taxで送信することもできます。

※e-Taxで送信する場合には、事前に電子証明書やICカードリーダライタなどの準備が必要です。

▼作成中のデータを保存し、保存したデータを読み込んで作業

を再開できます

また、保存したデータは、翌年の申告時に読み込んで活用することもできます。

▼最高5,000円の税額控除

平成21年分の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで送信すると、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。

※平成19、20年分の確定申告で本控除の適用を受けた人は受けられません。

▼問合せ先 役場財務課税務室
☎54・3111 (内線136)

▼国税庁ホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

※ホームページの操作などについては、高崎税務署☎027・322・4711

平成21年工業統計調査にご協力を

「工業統計調査」が、平成21年12月31日現在で全国一斉に実施されます。

「工業統計調査」は、製造業を営む事業所を対象に、1年間の生産活動に伴う製造品の出荷

額、原材料使用額などを調査し、製造業の実態を明らかにすることを目的としています。

調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として使われるほか、企業・大学などでの研究資料、小・中・高等学校の教材など、広く利用されています。

調査方法は、県知事から委嘱された調査員が事業所を直接訪問して、調査票の記入をお願いし、記入した調査票を回収する調査員調査です。

皆さまから提出していただく

県民手帳をあつせんします

町では、平成22年版の県民手帳(濃緑・赤・ベージュ)および、農業日誌、ファミリール日誌、新農家暦をあつせんします。日々を綴る1冊としてご利用ください。

▼価格

県民手帳 500円
農業日誌 1,400円
ファミリール日誌1,400円
新農家暦 490円

▼あつせん期間 12月1日(火)

〜28日(月) 午前8時30分〜午後5時15分※土・日曜日、祝日

調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守され、統計作成の目的以外には一切使用しませんので、正確な記入をお願いします。

▼問合せ先

役場総務政策課政策室
☎54・3111 (内線127)
県庁企画部統計課経済産業係
☎027・226・2410

は除く

▼あつせん窓口 役場総務政策課で代金と引き換え

▼問合せ先 役場総務政策課政策室☎54・3111 (内線127)

ポケットサイズなのに、
この情報量!!

県民必携の一冊

